

裁 決 書

地福第625号

裁決日 令和6年2月9日

〇〇市〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇市福祉事務所長

審査請求人〇〇 〇〇（以下「審査請求人」という。）が令和5年4月17日に提起した処分庁〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で行った法第63条の規定による保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、処分庁における事務手続の誤りで生じた保護費の過支給について後から遡って返還請求されても支払いができないと主張して、処分の取消しを求める事案である。

2 事案の経緯

- 処分庁は、審査請求人に対し、令和〇年〇月〇日の保護の開始時から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により審査請求人が交付を受けていた精神障害者保健福祉手帳を根拠に、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1の第2章の2（2）のアに該当する者として障害者加算を認定していた。
- 処分庁は、令和〇年〇月〇日に審査請求人宅を訪問した際に、審査請求人が行っていた障害を支給要件とする年金の裁定請求の結果について、審査請求人から年金には該当しないこととなった旨の報告を受けたが、その後も障害者加算の認定を継続していた。
- 処分庁は、審査請求人がした年金の裁定請求に対し、年金は支給されない旨の

通知が令和〇年〇月〇日に審査請求人に対して送られていたことを、令和〇年〇月〇日に〇〇市〇〇部〇〇課から確認した。

(4) 処分庁は、令和〇年〇月〇日に、審査請求人の保護費について、生活保護法による保護における障害者加算等の認定について（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和40年課長通知」という。）の4に従って令和〇年〇月から障害者加算の認定を削除すべきところ、それをしておらず、同月以降、障害者加算の額に相当する額が過大に保護費として支給されていたこと（以下「本件過支給」という。）を確認した。

(5) 処分庁は、令和〇年〇月〇日付けで障害者加算を削除する保護変更決定処分を行い、同年〇月〇日に審査請求人宅を訪問し、処分通知の手交と内容の説明を行った。これにより、本件過支給の期間は、令和〇年〇月から令和〇年〇月までとなった。

同年〇月〇日、審査請求人は、処分庁の事務所を訪れ、障害者加算の削除により生活が苦しい旨の申出をした。

(6) 処分庁は、厚生労働省や障害者加算の認定誤りがあった他の自治体に対し令和〇年〇月から〇月までの間に照会を行い、その回答を踏まえて、障害者加算の認定誤りに伴う保護費の返還に係る対応方針について（令和〇年〇月〇日付け〇〇。以下「対応方針」という。）を策定した。

その内容は、法第63条の規定による費用返還の額（以下「返還額」という。）から控除することができる自立更生費（以下「自立更生費」という。）の認定に関するものとなっている。

(7) 処分庁は、令和〇年〇月〇日に審査請求人宅を訪問して、自立更生費に該当する支出の有無について聞き取りを行い、その結果について、該当する支出は確認されなかったとした。

この聞き取りの際、審査請求人は、生活が苦しい旨の申出をした。

(8) 処分庁は、令和〇年〇月〇日付けで、本件過支給の全額である〇〇円を審査請求人に返還させる本件処分を行った。

(9) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、本件処分に対する審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁における事務手続の誤りで生じた保護費の過支給について後から遡って返還請求されても支払いができないため、処分の取消しを求める。

2 処分庁

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 法第63条の適用について

本件処分は、障害者加算の認定要件を誤認し、障害者加算を認定したため、過大に保護費が支払われ、本来審査請求人に対して支給されるべきではない保護費の返

還を求めたものであるが、法第63条の「急迫の場合等」は、文字どおり、急迫のため自ら有する資力を最低生活の維持に活用できない場合のみならず、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしとして誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等も含むと解されていることから、本件過支給に対して法第63条を適用したことは、適法かつ適正である。

本件過支給の全額を返還させることとしたことについて、対応方針の策定、審査請求人への聞き取り及びその結果を踏まえたケース診断会議を経て決定したものであり、返還決定事務手続の面においても、本件処分は適正な処分である。

なお、本件処分が審査請求人の自立を阻害する直接的な影響について特に調査を行っていないが、返還によって生活が圧迫されないよう分割納付の相談に応じる旨を説明しており、自立が著しく阻害される事態にならないよう配慮している。

第3 理由

1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」としている。
- (2) 法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」としている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。
- (4) 「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」小山進次郎著 社会福祉法人全国社会福祉協議会発行においては、「法第63条が規定する急迫の場合等とは、急迫のため自ら有する資力を最低生活の維持に活用できない場合のみならず、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしとして誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等も含むと解されている。」としている。
- (5) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、「次に定める範囲の額」については、盗難等不可抗力によって消失した額、家屋補修、生業等の一時的な経費で申請があれば保護費の支給が認められると判断されるものに充てられたもの等を

列挙して控除できる場合を限定し、列挙されたものの一つである自立更生費については、次のとおり定められている。

「④ 当該世帯の自立更正のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」

この取扱いについては、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5においても同じである。

(6) 昭和40年課長通知の4において、「(昭和40年課長通知の)3により障害者加算等を認定した被保護者（精神障害者保健福祉手帳により認定を受けた被保護者）についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消す」とされている。

2 本件処分に係る処分庁の判断の適法性及び妥当性について

(1) 法第63条の適用について

本件過支給は、第1の2(2)及び(4)のとおり、処分庁の過誤により生じたものであり、それが本件処分の要因となっていることについて、審査請求人は、審査請求の理由に挙げている。

しかしながら、前記1(4)のほか、「保護の実施機関等が、当該被保護者の需要の測定に用いるべき保護基準を誤った結果、当該需要を過大に測定し、当該被保護者に対し、本来用いるべき保護基準によればすべきであった保護費の支弁の程度を超過した保護費の支弁をした場合」についても、「当該被保護者は、当該超過に係る保護費の支弁に対応して受けた保護金品の限度では、本来は支弁されるべきでなかった保護費の支弁がされ、これに対応する保護金品を受けたことにより、「資力がある」と評価され得る」として、法第63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと解するのが相当である旨判示した裁判例（大阪地方裁判所平成30年4月20日判決（判例地方自治445号62頁参照））を踏まえると、審査請求人に本件過支給の保護費が支給されている事実が認められる以上、本件過支給について法第63条を適用したことについては、違法又は不当ということとはできない。

(2) 返還額の決定について

ア 法第63条を適用した場合における返還額の決定について、東京地方裁判所平成29年2月1日判決（賃金と社会保障1680号33頁参照）においては、「法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対

し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたもの」とし、「法第63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」とされている（同旨の裁判例として、福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（賃金と社会保障1615・1616号112頁参照）、福岡高等裁判所令和元年7月25日判決（判例地方自治455号72頁参照）など。福岡高等裁判所判決では、「諸事情」の例としてほかに、保護金品を受領した経緯及び健康状態を挙げている。）。

イ これを本件についてみると、処分庁において、その主張、対応方針の内容、ケース記録票の記載等から、裁量権に基づき自立更生費に関しての調査及び検討を行っていることは認められるが、前記の裁判例で示されているような資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、生活実態、当該地域の実情、保護金品を受領した経緯、健康状態といった審査請求人の諸事情（以下「諸事情」という。）を具体的に調査して、その結果を踏まえて、本件過支給の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人の自立を阻害することとなるおそれがあるか否かについて、具体的に検討をした形跡は見当たらない。

処分庁における調査及び検討は、一応、平成24年課長通知及び問答集の内容に沿って行われたものようであるが、平成24年課長通知及び問答集の内容自体が、前記裁判例で示されている法第63条の趣旨を踏まえた運用をされるべきである。その点からすると、諸事情の調査、自立を阻害するおそれ等についての検討を具体的に行わないまま、返還額から控除できる場合を限定する平成24年課長通知及び問答集のみに沿ったような今回の処分庁の調査及び検討は、法第1条の規

定や法第63条の趣旨からして、不十分なものであるというほかない。また、自立を阻害するおそれについて、分割での返還額の支払いに応ずるといった一般的な方針を定めたからといって、具体的な検討をしたということにはならない。

なお、本件過支給は、処分庁の障害者加算の削除漏れという過誤により、〇年〇月の期間にわたり生じ、その額は〇〇円という多額に至り、その経緯から、審査請求人に帰責する事由は認められず、審査請求人においては過支給分の保護費を正当なものと信頼して費消していたと推認される。更に、ケース記録票によると、審査請求人は処分庁に対し、複数回、生活が苦しい旨の訴えをしている。これらのことは、審査請求人における個別具体的な事情として、諸事情の調査等において考慮されるべきものである。

以上のとおり、本件処分は、諸事情についての具体的な調査がなされなかったことにより、事実の基礎を欠き、及び考慮すべき事情を考慮しないこととなりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていると認められることから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

(3) 小括

前記(1)のとおり、本件過支給について、法第63条を適用し、費用返還を求めることについては、違法又は不当なものではない。

しかしながら、前記(2)のとおり、本件処分は、返還額の決定において、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用があるものとして違法であるから、取り消されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、本審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第5 添付書類

行政不服審査法第50条第2項に基づいて審理員意見書を添付する。

令和6年2月9日

審査庁 岩手県知事 達 増 拓 也

付記1 この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して書面をもって再審査請求をすることができます。(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。)

2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は、〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和6年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也